

## 彦根市空き家等の適正管理に関する条例(素案)

### 第1 目的

この条例は、空き家等の適正な管理に関して必要な事項を定めることにより、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止し、もって市民の生活環境の保全および安心かつ安全な暮らしの確保に寄与することを目的とする。

### 第2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、現に人が使用していないものまたは人が使用していないものと同様の状態にあるものをいう。
- (2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。
  - ア 建物その他の工作物が老朽化もしくは台風等の自然災害により倒壊し、またはその建築材等が飛散するおそれがある危険な状態
  - イ 建物その他の工作物に不特定の者が侵入し、火災または犯罪が誘発されるおそれがある状態
- (3) 所有者等 建物その他の工作物を所有し、または管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、または滞在する者をいう。

### 第3 空き家等の適正管理

空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう自らの責任において適正な管理を行うとともに、当該空き家等の敷地内にある資材等の整理整頓を行わなければならない。

### 第4 情報提供

市民等は、管理不全な状態であると思われる空き家等があると認めるときは、速やかに市長にその情報を提供するものとする。

### 第5 実態調査

市長は、第4の規定による情報提供があったとき、または第3に規定する管理が行われていないと思われる空き家等があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、

関係者に対し、必要な報告を求め、またはその職員に、必要と認める場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第6 助言、指導および勧告

市長は、第5の実態調査により、空き家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるとき、または管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言または指導を行うことができる。

- 2 市長は、前項の助言または指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

## 第7 命令

市長は、空き家等の所有者等が第6の第2項の規定による勧告に応じないとき、または空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

## 第8 公表

市長は、第7の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない所有者等の氏名および住所(法人にあっては、名称、主たる事業所の所在地および代表者の氏名)
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

## 第 9 関係機関との連携

市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、必要な措置を要請することができる。

## 第 10 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 11 施行

平成 25 年 4 月（予定）